



考えましょう！合理的配慮のこと



国連による『障害者の権利に関する条約』に日本が批准してから11年が経過しようとしています。条約の第二条において合理的配慮が定義されました。我が国では令和6年4月から全ての事業者、行政機関等において合理的配慮の提供が義務化されましたが、学校教育における合理的配慮は、障害のある幼児児童生徒が他の幼児児童生徒と平等に教育を受けられるようにするために、障害のある個々の幼児児童生徒に対して、学校が行う必要かつ適当な変更・調整のことです。全ての子供には等しく学ぶ権利があるのです。

(※下線部は、『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』(平成30年3月)より引用)

合理的配慮について考えるとき、「障害の社会モデル」の考え方に立つ必要があると言われます。「障害は個人の中にあるものではなく、個人と社会の間に存在するバリア（障壁）によって生じる」という考え方です。

また、かつては主流だった考え方に「障害の医学モデル」があります。「個人が障害や疾患を抱えるために、社会生活に支障が生じる」という考え方です。

ここで、感覚の過敏性が見られる自閉症のAさんへの合理的配慮を考えてみましょう。

障害の社会モデルの考え方では…

Aさんにとっては、全校が集まる集会は、体育館の環境や活動に見通しをもちにくいことがバリアになっているのかもしれない。

イヤーマフを使ったり、活動の予定を伝えたりして、仲の良い友達の隣に座ることを提案しよう。

障害の医学モデルの考え方では…

Aさんには聴覚過敏という生活上の困難があるから、集会のマイクの音や周囲の騒々しさが嫌なのだろう。

集会に無理に参加を促すのはAさんの負担になってかわいそう。集会の時間は静かな教室で過ごすことにしよう…。



社会モデルと医学モデルのどちらが良い悪いということではありません。子供自身が障害を克服していくための特別支援教育が必要です。一方で、合理的配慮の提供にあたっては、Aさんの実態把握をしっかりと行い、学習目標を明確にした上で、“Aさんにとってのバリアは何か？”に思いを巡らすことが大切です。

私たちが“障害は子供にある”という医学モデルの考え方にとらわれると、Aさんが集会という集団活動での学びに参加（アクセス）する権利が奪われることになりかねません。合理的配慮は、障害のある人が社会活動に前向きに参加できるように、周囲の環境や配慮を調整することなのです。